

# 兵庫県公報

平成24年12月25日 火曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 養ほう業者の届出手続等を定める規則の一部を改正する規則（畜産課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●養ほう業者の届出手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第51号）

養ほう振興法の一部改正により、養蜂の届出義務を養蜂業者のほか蜜蜂の飼育を行う者にも課すこととされること、都道府県は、蜂群配置の適正等を図るために蜂群配置に係る調整、転飼の管理等の措置を講ずるものとされること、知事は、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所等に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況等を検査させること等ができることとされること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

## 規 則

養ほう業者の届出手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第51号

#### 養ほう業者の届出手続等を定める規則の一部を改正する規則

養ほう業者の届出手続等を定める規則（昭和39年兵庫県規則第9号）の一部を次のように改正する。

題名中「養ほう業者」を「蜜蜂の飼育」に改める。

第1条中「養ほう振興法（）」を「養蜂振興法（）」に、「養ほう振興法施行規則」を「養蜂振興法施行規則」に改める。

第2条の見出し中「養ほう業者」を「蜜蜂の飼育」に改め、同条中「養ほう業者」を「蜜蜂の飼育を行う者」に、「様式第1号のみつばち飼育届」を「様式第1号の蜜蜂飼育届」に、「法第3条第2項」を「同条第3項」に、「様式第2号のみつばち飼育変更届」を「様式第2号の蜜蜂飼育変更届」に改める。

第3条の見出し中「転飼養ほう」を「転飼養蜂」に改め、同条中「養ほう業者」を「養蜂業者」に、「みつばち転飼許可申請書」を「蜜蜂転飼許可申請書」に、「附近見取図」を「付近見取図」に改める。

第4条中「あつては」を「あつては」に改める。

第5条を削る。

第6条の見出し中「はちみつ」を「蜂蜜」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の2条を加える。

（勧告及び公表）

第6条 知事は、蜂群の配置の適正及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため必要があると認めるときは、養蜂業者に対し、蜂群の配置その他必要な事項について勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

（身分証明書）

第7条 法第9条第2項の証明書の様式は、様式第6号によるものとする。

様式第1号中

「

みつばち飼育届

年 月 日

兵庫県知事 様

住 所  
氏名又は名称及び代表者氏名

を  
「

蜜 蜂 飼 育 届

年 月 日

兵庫県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） — 番

に、「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「みつばち飼育届をします」を「蜜蜂の飼育について届け出ます」に、「みつばち飼育状況」を「蜜蜂飼育状況」に、「飼育ほう群数」を「飼育蜂群数」に、「みつばち飼育計画」を「蜜蜂飼育計画」に改め、同様式注を次のように改める。

- 注 1 飼育場所は、字地番まで記入してください。
- 2 蜜蜂飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入してください。

様式第2号中「みつばち飼育変更届」を「蜜蜂飼育変更届」に、

住 所  
氏名又は名称及び代表者氏名

「  
住  
を 氏  
」

所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） に、「養ほう振興法第3条第2項」を「養蜂振興法第3条第

電話（ ） — 番

3項」に、「変更届をします」を「蜜蜂飼育届に係る届出事項を変更しましたので届け出ます」に改める。

様式第3号中「様式第3号」を「様式第3号（第3条関係）」に、「みつばち転飼許可申請書」を「蜜蜂転飼

許可申請書」に、「殿」を「様」に、

「  
本 籍 地  
現 住 所  
通信連絡場所  
氏名又は名称及び代表者氏名

住所（法人にあつ

通信連絡場所

氏名（法人にあつ

電話（

ては、主たる事務所の所在地）

に、「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「ほう群数」を「蜂群数」にては、名称及び代表者の氏名）

.....印  
 ) .....番  
 」

改め、同様式に注として次のように加える。

注 転飼しようとする場所は、字地番まで記入してください。

「  
 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
 .....  
 転飼場所  
 .....  
 様式第4号中 住 所  
 転 飼 場 所 を 通 信 連 絡 場 所 に、  
 通 信 連 絡 場 所  
 .....  
 氏名又は名称及び代表者氏名 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
 .....  
 電話（.....） .....番  
 」

「養ほう業者の届出手続等を定める規則」を「蜜蜂の飼育の届出手続等を定める規則」に改める。

様式第5号中「様式第5号」を「様式第5号（第5条関係）」に、「はちみつ添加物」を「蜂蜜添加物」に、「4cm」を「4センチメートル」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第6号（第7条関係）  
（表面）

第	号	身 分 証 明 書		9 セ ン チ メ ー ト ル
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; text-align: center; margin-bottom: 10px;">写 真</div> <div style="text-align: right;">           所 属            職 名            氏 名            生年月日    年 月 日         </div> </div>				
<p>上記の者は、養蜂振興法第9条第1項の規定による立入検査をすることができる者であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年    月    日交付</p> <p style="text-align: right;">兵庫県知事 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>				
12センチメートル				

(裏面)

養蜂振興法 (抜粋)

(報告及び立入検査)

第9条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養蜂業者に対し、蜜蜂の飼育の状況に関し報告を求め、又はその職員に、その者の事務所、事業所その他必要な場所に立ち入り、蜜蜂の飼育の状況若しくは巣箱、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第13条 第9条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、10万円以下の罰金に処する。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。